「朝霞地区４市共用火葬場設置基本計画（素案）」について

1 意見公募期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月30日(金)まで

2 計画の公開場所

市ホームページ、政策推進課、市民サービスステーション
柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、

3 意見募集状況

人数		意見件数
個人	団体	
2人	0人	8件

区分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

※複数のご意見をいただいた場合は、市において分類しております。

No.	公募意見概要		公募意見に対する市の考え方	区分
1	全般	今回の発注の公設民営方式に反対します。従来の公設公営方式を行うべきと考えます。設計・建設の一括発注は、今新複合施設で採用しているECI方式で設計が上がった時点で工事の随契約になります。適正な価格になるのか大変疑問です。市が責任をもって設計をし、多くの業者（地元の方も）で入札を行うべきです。維持・運営業務についても市がきちんと内容を示し安心してゆくことができる環境を保障すべきです。専門業者の入札で指定管理のお願いをすべきです。全てを一括発注では、なかなか志木市の目は行き届かなくなると思います。	公設民営方式の採用にあたっては、4市とも、火葬場設置の実績がなく、施設運営についても経験がないことから、利便性が高く、効率的な施設運営を行うためには、民間活力活用が必要と考えています。 民間活力活用にあたっては、公共施設としての役割を踏まえた施設整備・施設運営となるよう、要求水準書に必要な要件を盛り込むことで対応してまいります。	○

No.		公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区　分
2	全般	■交通手段の確保 P6において「ほとんどの利用者が自家用車での来場が想定される」としているが、車を持たない利用者への配慮が必要である。志木市では交通弱者用のデマンド交通の共通乗降場への指定は最低限必要であるが、デマンド交通は予約がとりにくい・日曜祝日は運行しないなどの問題がある。また一般のタクシーも減少傾向にあり、車を持たない者はタクシーを使えばいいという安易な「対案」に頼るべきではない。志木駅や4市の主要駅からの送迎バス、あるいは朝霞市や新座市のコミュニティバスの活用などを検討するべきである。 志木市では高齢者に免許返納を推奨しているが、その一方で車がなければ利用できない公共施設を計画するのはバランスを欠く。 利用者が車を持たないゆえに親族や友人の葬儀にいけなくなるということがないように最大限の配慮をすべきである。	交通手段につきましては、現在では公共交通で火葬場の最寄りバス停（宮戸橋通りの下宗岡１丁目バス停）から徒歩で来場が可能です。その他の交通手段については、今後、運営方法とあわせて検討していきたと考えます。	○
3	全般	■式場が浸水・水没する危険 本計画敷地は「想定される浸水深が 3.0m～5.0m未満の区域である」(P10)とあり、2階は「過去の最大洪水位より上部」(P11)に設置されるが、「式場棟は、建設コスト抑制の面から１階に設置し、止水板等で対応する」(P23)とある。止水板では3m以上の浸水への対応は物理的に不可能ではないのか？また、止水板「等」といっても止水板を補完するような具体案は何も書かれていない。現在の設計は実質的には式場の浸水・水没を前提にした計画になっている。コストと引き換えに葬儀の最中に浸水する可能性を前提にした葬儀場を市民は安心して使えるだろうか？	施設計画高の設定におきましては、 過去の最大洪水位より上部に主要な居室、炉室及び機械室の設置を行うものと記載していますが、近年では、大規模な河川の氾濫は発生していないことも踏まえ、１階については止水版等の対応を検討しているところです。 また、頂いたご意見も参考にしながら、水害時等の利用者の安全確保については、災害時対応のマニュアル化等も要求水準書と併せて検討してまいります。	○
4	全般	■残骨灰・集じん灰 残骨灰・集じん灰の売却益として年間約3024万円を見込んでいる(P41)。この売却は多くの自治体でも行われており一概に否定はしないが、灰は遺骨を含むものでありその扱いには故人の尊厳と遺族の心情への最大限の配慮が必要である。施設案内に売却していることを明記・遺族が説明を求めた場合の丁寧な対応・売却益の使途の公開・売却後の処理方法の公開などを行うべきである。	いただいたご意見も参考にしながら、施設運営とあわせて検討してまいります。	○
5	全般	■軟弱地盤 本計画敷地の地盤は「液状化が生じる可能性があるため対策の検討が必要」(P2)、「近隣の調査結果より液状化の危険度が極めて高い地域とされている」(P13)と明記しているにもかかわらず、「計画地内のボーリング調査を別途実施」(P2)と先送りしている。これでは実際にボーリング調査を行った結果次第で建設予算が大幅に上振れしたり工期が延びる可能性もある。早急に調査し費用を精査して計画に反映させるべきである。	現在、地質調査を実施しているところでありますので、今後、要求水準書の作成段階において適切に費用を算出し、事業費に反映してまいります。	○

No.		公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区　分
6	全般	■市民参加 「利用形態の多様化が進んでいることから、式場には固定的な規模よりも、柔軟な利用が可能な空間構成が求められている」(P4)とあるが、誰もが使いやすい柔軟な運営を実現するためには継続的に市民の声を直接聞くことが不可欠である。運営にあたって恒常的に市民の声を反映させるための仕組み、市民参加の運営委員会などを作り、その審議内容・結果・施設への反映状況などを定期的に公開するべきである。	今後、具体的に事業を進めていく上で、いただいたご意見を参考にしてまいります。	○
7	全般	■バリアフリー P32で「バリアフリー・ユニバーサルデザインの配慮」を明記した点は評価できるが具体性に欠けている。例えばP24では車路計画・勾配設定としてピロティのエントランスまでの車用スロープ勾配は10%と明記されているが、車いす用スロープの勾配については数値が書かれていない。「高齢者や障がい者を含むすべての来場者が利用しやすい施設」(P32)とはどのようなものなのか数値もあげて具体的に記述するべきである。その他以下の点についても計画に明記すべきである。 ・スロープや点字ブロックを必要とする当事者の意見を直接聞き計画に反映させること ・施設内の案内や申請書・書類等にはすべてユニバーサルフォントを使用すること	今後、具体的な施設設計を進めていく上で、いただいたご意見も参考とさせていただきます。	○
8	全般	■埼玉県福祉のまちづくり条例 P13の法条件の整理において都市計画法をはじめ①～⑦までの法令があげられているが「埼玉県福祉のまちづくり条例」が含まれていないのはなぜか？火葬場は同条例施行規則第4条別表第三に定められた「特定生活関連施設」であり、本件は同条例の整備基準遵守義務の対象であることとその遵守を計画に明記すべきである。	基本計画の記載については、火葬場の計画・設計に関して、特に留意すべき主な関連法規の抜粋しているところであります。同条例につきましても、設計・建設の実施にあたり順守してまいります。	○